

# 戦後初期東京における失業対策事業と失対労働者運動

——求職闘争（職安闘争・職よこせ）を中心に

町田 祐一

---

はじめに

- 1 戦後東京と失対労働者運動
- 2 失対事業の変化と求職闘争の激化
- 3 朝鮮戦争後の求職闘争

おわりに

はじめに

本稿の課題は、戦後初期東京における失業対策事業（以下、失対事業）と失対労働者運動について、求職闘争<sup>(1)</sup>の展開を中心に検討することである。

敗戦後の日本では戦災者や引揚者、戦争未亡人などをはじめ多くの失業者が存在したため、政府は1946年3月緊急就業対策要綱を閣議決定、GHQより公共事業費60億円計上の命令を受け公共事業を実施して日本公共事業計画原則（いわゆる10原則）を提示、補完的事业として都市の実情に応じた簡易公共事業、知識階級失業応急事業が計画実施された。その後、1949年5月に緊急失業対策法が制定され、失業対策事業（以下失対事業）と公共事業に区分され、ともに職業安定所（以下職安）が窓口となって実施された。

失対事業は労力費比率が高い事業に限定され、就労者は全員職安に登録した失業労働者を原則とし、事業内容は環境、衛生、整備事業など熟練労働者を必要としない事業を中心に、最高賃金は公共事業の最高賃金より低く、最低賃金は一般公共事業の最低賃金と同様にし、直営方式を義務付け、職安は半年以内に定職に就くように斡旋に努めることとされた。失対事業対象者はそれ以外生活根拠がない人を中心に1960年代まで一貫して30万人を超えて増加<sup>(2)</sup>、東京の失対事業は1950年

---

(1) この呼称は当時「職安闘争」、「職よこせ」、「仕事よこせ」などと表現されたが、職を求めた失対労働者が職安以外にも押し寄せたことから、本稿では求職闘争で統一する。

(2) 岩田正美『貧困の戦後史』（筑摩選書、2017年）、加瀬和俊「失対事業の歴史的展開」（加瀬和俊・田端博邦編『失業問題の政治と経済』日本経済評論社、2000年第4章所収）102-104頁、加瀬和俊「緊急失業対策法制定の背景事情」（『帝京経済学研究』54巻1号、2020年10月）など。

度 3201 事業・年度末月実人員は 2 万 7,155 人、年間延 694 万 8,265 人、翌年度 3,910 事業・年度末月実人員は 2 万 2,380 人、年間延 722 万 3,467 人を数えた<sup>(3)</sup>。ただし事業は膨大な失業者を吸収しえず完全就労に至らないことも多かったほか、政府や自治体による一方的な条件変更なども頻発したため、失対労働者は完全就労や賃金引上げなどを求めた求職闘争を展開、全国で 1950 年度 8,915 件・延 56 万 5,202 人、51 年度 8,508 件・延 33 万 9,236 人が参加、東京では東京土建一般労働組合（以下東京土建）、全日本土建一般労働組合（以下全日土建。後継組織は全日本自由労働組合（以下全日自労））などにより、1950 年に 1,402 件・延 11 万 5,567 人が参加し、政策に影響を与えてきた<sup>(4)</sup>。

これまでの研究では、全日自労の動向を中心に求職闘争の地域的・組織的展開過程や<sup>(5)</sup>、運動の限界性が指摘されてきた<sup>(6)</sup>。近年、1950 年代に困難を抱えつつも権利主体化を遂げた運動参加者の女性、在日朝鮮人、被差別部落の人々の動向を失対事業の展開過程から検討し、求職闘争と警察の圧力強化、行政と労組の調整、1960 年代にかけての「固定化」と「滞留」の実態などが明らかにされてきた。その上で、労働省や全日自労以外の新出史料の活用、地域別検討、生活保護制度など他の社会保障制度との関係、各種運動体の動向、失対事業と職安の関係などが今後の課題として指摘されている<sup>(7)</sup>。

管見の限り東京では『中野区史』以降、『じかたび』など新出史料を用いた包括的な研究はなく、筆者も知識層失対事業と東京の求職闘争を概観したに過ぎない<sup>(8)</sup>。全日自労以外の各種史料を発掘しつつ、多様な運動体や人々を取り巻く構造と主体を捉え、戦後初期の失対労働者運動の見取り図を通時的に示すことが現今の課題といえる。そこで本稿は東京都労働局関係史料、東京土木、全日土建刊行の『じかたび』（『ぢかたび』）、政党機関紙、新聞・雑誌など新出史料を用いてこの課題に応える端緒としたい。史料引用中略は〔 〕内に記しルビは排した。当時の表現に今日不適当な語句もあるが歴史用語として用いた。

## 1 戦後東京と失対労働者運動

### (1) 日雇労働団体の結成

敗戦後の日本では、焼け出された人々が防空壕やバラックで暮らし、経済活動の破壊と停滞によ

---

(3) 東京都労働局編刊『東京都労働局誌』（1953 年）350 頁。

(4) 労働省職業安定局失業対策課編刊『失業対策年鑑 昭和二十六年度版』（1952 年）416-417 頁第 75 表、同上『失業対策年鑑 昭和二十七年度版』（1953 年）375 頁資料 16。

(5) 藤原彰『中野区史 昭和編 3』（1973 年）第七章、木下武男「戦後初期組織化過程における運動と諸潮流」（『大原社会問題研究所雑誌』371 号、1989 年 10 月）。

(6) 松沢哲成『戦後日本（ロームシャ）史論』（インパクト出版、2020 年）。

(7) 主に、杉本弘幸『ヨイトマケとニコヨンの社会史』（小さ子社、2025 年）参照。なお、失対事業ではないが、佐々木啓「生きる術としての示威行動」（大門正克・長谷川貴彦編『「生きること」の問い方』日本経済評論社、2022 年所収）も示唆に富む。

(8) 町田祐一「戦後東京の知識層失業対策事業」（『大原社会問題研究所雑誌』770 号、2022 年 12 月）、同左「戦後東京の日雇労働者と「求職闘争」」（首都圏形成史研究会第 125 回例会、2023 年 7 月 1 日）。本稿は同上報告を大幅に改編したものである。

り失業者があふれた。経済統制の継続下で公定価格や配給ルートを無視した闇市の取引が一般化し、1946年5月の食糧メーデーに約25万人が参加する一方、1946年9月には旧生活保護法が公布され、簡易失業対策事業、公共事業も相次いで始まっていった。

GHQの民主化政策の中で1945年12月労働組合法が制定され、日本社会党結成、日本共産党の再建により労組の結成と労働争議件数が急増した。1946年には全国組織の日本労働組合総同盟（右派。以下総同盟）、全日本産業別労働組合同議（左派。以下産別会議）<sup>(9)</sup>が結成され、官公庁労働者や民間でも企業別労組が結成された。1947年1月に総同盟と産別会議が集まった全国労働組合共同闘争委員会結成でゼネストの機運が高まったがGHQの指令で中止となり、産別会議や日本共産党への信頼は薄れた<sup>(10)</sup>。

この間失業者団体は、1945年10月の芝浦仲仕労組、1946年の深川佐賀町仲仕労組、玉姫自由労組、横浜港湾運輸労組、大阪屋外一般労組をはじめ港湾の仲仕や土建関係職人などを主体とした組織が結成されたが<sup>(11)</sup>、「治安維持上問題となるような求職闘争あるいは労働運動を行なうような事例は稀であった」<sup>(12)</sup>。政党の関心も当初は希薄だったが<sup>(13)</sup>、1947年1月石工を中心に結成された東京土建は日本共産党の影響を強く受け、産別会議に準備会から所属した。また、同年6月結成の全日土建は1947年産別会議、総同盟、中立系組合で組織された全労連（50年解散）の直結組合となり、東京土建と共同して『じかたび』を発刊<sup>(14)</sup>、職人と日雇労働者が共存し、後者が職安を単位に分会を結成した<sup>(15)</sup>。この他、全日土建一般産業労組（全建労）、日本建設労働組合総連合会（日建連）など、1947年6月前後に土建関係自由労働組合の結成が「活発化」<sup>(16)</sup>していった。

インフレによる生活危機が存続する中、「昭和二十三年末に結成された石油擁護同盟（帝石の被整理者）」が職安へ押し寄せ、「昭和二十四年四月東京土建一般労働組合の安定所区域毎に設置された各分室によつてなされた求職活動をもつて」、「最初」の集団闘争が発生した<sup>(17)</sup>。運動体は、「最近職業安定所（職安）で就職できるものは一〇〇人のうち五人位であとは全部アブれているが」「迫り来る生活の危機に直面して遂にたち上らざるをえなくなつてきた」<sup>(18)</sup>ためとしていた。実際、東京都の公共事業と簡易公共事業は職安経由の吸収率が低調であり<sup>(19)</sup>、就労状況の悪化が見られた点で共通していた。

(9) 山田敬男「総評の結成と左転換」（広川禎秀・山田敬男編『戦後社会運動史論』大月書店、2006年、68頁）。

(10) 中北浩爾『日本共産党』（中公新書、2022年）第2章など。

(11) 前掲『失業対策年鑑 昭和二十六年度版』163頁。

(12) 労働省職業安定局編『失業対策事業10年史』（労務行政研究所、1961年）156頁。

(13) 袴田里見「労働問題について」（『前衛』1巻4号、1946年4月、40-41頁）、木村三郎「労働組合と失業闘争」（同上同巻5号同年5月、20-21頁）など。

(14) 全日本自由労働組合同議『全日自労の歴史』（労働旬報社、1977年）22頁、前掲『東京都労働局誌』397、400頁。

(15) 前掲「戦後初期組織化過程における運動と諸潮流」13-14頁。

(16) 労働省職業安定局編刊『極秘 全国失業者団体（自由労働組合）名鑑』（1955年）3頁。

(17) 「失業者団体と求職闘争の事例」（『職業安定広報』1巻7号、1950年8月）9頁。

(18) 「職安に初の狼火失業反対闘争の火蓋さらる」東京土建『じかたび』17号、1948年12月25日付1面。

(19) 前掲『東京都労働局誌』206-212、226-229頁。

## (2) 求職闘争の開始

その後、復員者の地域定着や闇屋・露天商の失業、転職者の増加に加え<sup>(20)</sup>、1949年1月から経済九原則の下、企業整備による人員・行政整理が発生すると、各所に解雇者同盟が発生、労組は全国158団体、組合員数4万7278人、東京17団体、8,564人<sup>(21)</sup>に増加した。

しかし、職安では前述した公共事業の枠の狭さが度々問題となった<sup>(22)</sup>。注目すべきは東京土建の『じかたび』が記したように、「今皆の職場に入る方法が、縁故で入っている」「公共事業等は必ず職安を通じて働くように決っている」、「今公共事業で働いている者は直ぐ組に就労手帳を渡してもらうように請求すべきだ」との考えから、「今年からわれわれ土建労働者は職業安定所を固定した職場と考へ、この所を通じて生活を守り土建会民主化のために□〔奮か〕闘していただきたい」<sup>(23)</sup>としたことである。職安は「生きること」を左右する「職場」となったのである。

1949年5月12日朝、芝浦の労働者約100人が三田職安に「全員就労」を要求して5時間にわたる団体交渉を行った。闘争を指揮した東京土建の国分武夫は、不況で荷動きが減り、石炭ストで船が入らなくなったため、「戦前がそうだったから職安に行こうじゃないか」と考え、全員就労を要求して団体交渉を行ったという。ここには東京土建芝浦支部、芝浦屋外自由労組、芝浦屋外労組、都職労三田分会が参加<sup>(24)</sup>、日本共産党機関紙『アカハタ』によると13日は全電工東京支部北村執行委員、沖電気執行委員、都職労副委員長も応援<sup>(25)</sup>、14日は3労組のほか愛宕屋外自由労組、「赤旗をかついで応援に来た国鉄品川車掌区分会」、「港区議黒田みつ氏（共）重工沖電気芝浦分会小久保執行委員、ソ連帰還者生活擁護同盟武井中央委員ら」が激励、4労組から2人ずつ代表をあげて団体交渉をし、1日分の手当を獲得したとある<sup>(26)</sup>。同運動は、団体交渉を実施し、芝浦屋外組合長の談話に出たように労組間の団結の機運を醸成するだけでなく<sup>(27)</sup>、日本共産党による運動支援も行われた点で注目された<sup>(28)</sup>。求職闘争は翌日も実施され、渋谷、豊島、三田、神田橋の各職安から全国へ拡大<sup>(29)</sup>、5月の全日土建第4回大会は公共事業削減と企業整備などに対する仕事よこせ、重税反対闘争を決定、仕事と社会保障の要求を取り上げて闘うこととなった<sup>(30)</sup>。

しかし、こうした中で開始された失対事業において、6月21日労働省職業安定局長通達で就労適格者は「職業安定所の紹介する失業者に限る」とされ、「職業安定所は現に定職がなく家計の維持を失業対策事業の就労による収入に依存せざるを得ない者から就労せしめる」先着順紹介方式が導入された。しかし、登録労働者が1949年5月の約10万4000人から翌年5月の41万人に増加す

(20) 沢井実・谷本雅之『日本経済史』（有斐閣、2016年）355頁など。

(21) 前掲『失業対策年鑑 昭和二十六年度版』166頁。

(22) 「受入れサボる政府」『アカハタ』1949年3月24日付2面。

(23) 井上生「これからの生き方」『じかたび』18号、1949年2月10日付2面。

(24) 中野区編刊『中野区史 昭和編 3』（1973年）707-708頁。

(25) 「自由労働者すわりこみ」『アカハタ』1949年5月15日付2面。

(26) 「広がる“仕事よこせ”」同上同年同月17日付2面。

(27) 「知った団結の力」同上。

(28) 「深夜までがんばる」同上同月18日付2面、「軒なみに完全就労」同左20日付同面。

(29) 前掲『東京都労働局誌』233頁。

(30) 前掲『全日自労の歴史』32-35頁。

る中では、作業能率の低下と割り込みなどが多発する原因となった<sup>(31)</sup>。7月にはドッジ・プランによる影響が発生、超均衡予算中心で歳出削減が必至となり、公共事業の縮小、効率化が進んだため、職安だけでなく、事業を差配した区役所も攻撃目標とされるようになった<sup>(32)</sup>。

### （３）連合組織の結成と政治闘争化

こうした中で、八王子や立川など三多摩地域で日本人・朝鮮人労働者が失業反対同盟を組織するなど多様な運動体が結成された<sup>(33)</sup>。東京土建は6月に東京都日雇労働者協議会を結成<sup>(34)</sup>、中央官庁への交渉と示威運動の展開、8月に14団体<sup>(35)</sup>参加の失業者大会開催、中立系労組にも参加を呼びかけた仕事よこせ共闘委員会（以下共闘委員会）結成<sup>(36)</sup>など主導的役割を演じた<sup>(37)</sup>。そして東京土建と関わり指導的役割を担っていた日本共産党は、各職安での失業者同盟の結成を指導<sup>(38)</sup>、特に渋谷職安の闘争は「失業反対闘争の一拠点」であり、公共事業や職安の不正摘発、「独占資本家へ奉仕する政策を彼らの追従者とともにバクロセねばならぬ」とし、「各級党機関は全力を挙げて失業反対闘争を組織せよ」と指令するに至った<sup>(39)</sup>。

ただし、日雇労働組合は一枚岩ではなく、8月には民同系の東京日雇労働組合連合会（東日連）、全東京日雇労働組合協議会（全日協）、東京都日雇労働組合協議会（東日協）が結成された<sup>(40)</sup>。当局は1950年度全国の労組は833団体17万8273人、東京では44団体1万7794人（共産党系20団体8,189人、中立16団体6,886人、無所属8団体2,719人、社会党系0）<sup>(41)</sup>、半数弱を共産党系労組が占めていることを確認していた。

こうした中、東京土建は10月17日～19日、東京都公安条例反対闘争への参加<sup>(42)</sup>などを経て、自由労働者が職安支部に所属して土建労働者と「強いつながりを持つこと」、「自由労働者も建築労働者も共に双方から暖かい友情の手をさしのべて」闘争を行うことを決議した<sup>(43)</sup>。12月には越冬資

(31) 労働省職業安定局失業対策部編『失業対策事業三十年史』（雇用問題研究会、1980年）131頁。

(32) 前掲『中野区史』714-717頁。

(33) 前掲『ヨイトマケとニコヨンの社会史』108頁表3-5。

(34) 芝浦屋外労組、芝浦屋外自由労組、五反田自由労組、池袋進駐軍労組、東京土建、全日土建、アタゴ屋外労組、東京建設労連、日本建設労連（前掲『中野区史』724-725頁）。

(35) 全官労、被誡首者同盟、失業者同盟など（前掲『全日自労の歴史』33-34頁）。

(36) 「“仕事よこせ”共闘委生る」『アカハタ』1949年8月12日付2面。

(37) 「水飲んで頑張る」同上同年同月7日付2面。

(38) 「仕事のワク広げよ」同上同年7月15日付2面、「失業者同盟」で起つ」同左22日付2面、「失業手当使い果す」同左8月4日付2面など。

(39) 「失業反対闘争に対する方針」『アカハタ』同上同年同月10日付1面。

(40) 「日雇労働運動あれこれ」『職業安定広報』11巻12号、1960年12月）41頁。3組合は1952年8月合体し全都民主日雇労働組合連合協議会（全日労連）、1954年全日本民主日雇労働組合協議会（全日労）、1955年10月全国民主日雇労働組合連合会（全民労）になる。

(41) 前掲『失業対策年鑑 昭和二十六年度版』184、437-438頁第79表。

(42) 前掲『中野区史』710頁、外村隆『条例の研究（法務研究報告書第38集第5）』（法務府法制意見第四局資料課、1950年）168-169頁。

(43) 「第三回定期大会開かる」『じかたび』20号、1949年10月20日付1面。

金1ヶ月分と最低手取り1日300円を要求するなどし<sup>(44)</sup>、各職安の自由労働者とともに都庁へ押しかけ、5団体連合の仕事よこせ共闘委員会が越年資金1ヶ月、アブレなくせなどの要求を掲げ交渉を続けた<sup>(45)</sup>。日本共産党機関紙では徳田球一書記長が、「諸君の苦境は民自党が政権を握つてからのもの」、「吉田内閣打倒、人民政府樹立」を訴え<sup>(46)</sup>、翌年にかけての政治的闘争としての意義を特徴づけることとなった。

こうして職安や区役所などを対象に展開された求職闘争は、1949年5月～12月で全国602件、2万6298人、東京都では144件、7,638人が参加し、東京土建の職安分会を中心に団体交渉、条件交渉を行い、完全就労などを要求しながら展開されていったのである<sup>(47)</sup>。

## 2 失対事業の変化と求職闘争の激化

### (1) 失対事業適格要件の厳格化と攻勢の組織化

1950年1月9日、労働省職業安定局長から各都道府県知事宛「失業対策事業の開始等に関する基準について」が通達された。ここで従事者の条件は、居住地管轄の職安登録日雇労働者であり、1ヶ月以上未就職者で失対の就労希望、家計費の主要担当者、生活保護適用世帯の構成員でないこと、一般失業保険受給資格者でないこと<sup>(48)</sup>と厳格化された。一方、東京都ではこの措置に対応した東京都失業救済事業を開始し、賃金は失対事業より低めであったが、1月に三多摩地区で農業土木事業を開始、2月に婦人失業者を対象とした学校給食補助事業を開始、4月から簡易失業対策事業と改称した<sup>(49)</sup>。

しかし同年、日本共産党が前年の総選挙で35人当選して躍進し、産別会議が影響力を失い始め、野坂参三が平和革命論を批判し、レッド・パージによる24人が公職追放されるなど「左旋回」したことを背景に<sup>(50)</sup>、運動の中心が各労組から共産党地区委員会に移り、在日朝鮮人の参加が増えて攻勢の組織化が見られたことなどから求職闘争は激化した。当局は、全国大都市での「大衆動員方式」(①職安周辺にビラ・ポスターで集合の告知、召集、②集合時刻にアジ演説、失業者大会で職安に交渉、③交渉中に多数が応援に来て職安に乱入、④大衆動員を図り、⑤職員が暴力を受けて警官隊出動、解散も不当検挙には対抗して釈放を要求する)を確認し<sup>(51)</sup>、「さながら革命の前夜を思わせる」<sup>(52)</sup>と目していた。これは運動の主体である東京土建が「職安の労働者を居住地ソシキに切り替えていく」「居住地にいるたくさんの失業者のメンドウもみんながみてやる」方針を示し、身

(44) 「“越冬資金よこせ”と国会へ」『アカハタ』1949年11月27日付2面。

(45) 「“あぶれ”をなくせ」同上同年12月2日付2面。

(46) 「“約束をどうした”」同上同年同月17日付1面。

(47) 前掲『失業対策年鑑 昭和二十六年度版』167頁。

(48) 前掲『失業対策事業三十年史』136頁。

(49) 前掲『東京都労働局誌』229-232頁、「「仕事よこせ」におされ」『アカハタ』1950年3月26日付2面。

(50) 前掲『中野区史』726頁。

(51) 前掲『失業対策年鑑 昭和二十六年度版』168-169頁。

(52) 前掲『東京都労働局誌』234頁。

近な運動になったことにもよる<sup>(53)</sup>。また、前述の厳格化の一方、失対事業の窓口である職安が東京土建以外の組合や「顔付」に便宜を図るなどしたとされ、構造的な問題に対する不信感も高まっていた<sup>(54)</sup>。

闘争の端緒は2月24日の渋谷職安であった。前年9月以来登録要求をして認められなかった約350人（半数以上はわかもと寮の主婦、生活保護対象の未亡人、戦災、戦争未亡人など）が登録を認めるまで動かないと座り込み、ここから各職安に波状攻撃が始まった<sup>(55)</sup>。運動を支援した日本共産党渋谷区委員長御前茂樹によれば、参加者は幡ヶ谷本町居住者で他は世田谷郷の引揚者、戦災者を中心とした失業者であった。幡ヶ谷は職安で働く日雇労働者の三分の一が居住しておりバラック居住者が多く、中には引揚げ後に主人を栄養失調で失い、「職がなくパンパンになるよりはドブ掃除でもと闘争に参加」した25歳の未亡人もいた。<sup>(56)</sup>。当時未亡人の支援団体は乏しく（東京都では49年7月、未亡人会全国組織結成は50年11月）<sup>(57)</sup>、生活保護受給者も生活苦であった。こうした人々の参加が攻勢の新たな傾向となった<sup>(58)</sup>。

25日に東京土建、日本通運などの指導で約200人が押しかけ、日本共産党代議士風早八十二も参加して交渉、打ち切り後庁内になだれ込み、赤旗を掲げて所長らを取り囲み検束者2人を出した。24日亀戸でアジビラ、アジ演説、日比谷公園で女子賃金の切り捨て反対などの扇動があり、27日渋谷で200人が押しかけ、3月2日に東京土建約200人が全面登録を要請、八王子では朝鮮人連盟を中心に団体交渉、大量検挙され、三鷹では東京土建と朝鮮人連盟が「仕事よこせ」を掲げて乱入するなど、3月22日まで東京各地の17職安48件参加延人員約2,000人の攻勢、検束5件95人、器物損壊4件、職員負傷2件を数えた<sup>(59)</sup>。

## （2）団体交渉権の否定と構造的問題

この事態に対して労働省は3月に失業者団体、失対就労者の組合は団体交渉権、労働協約締結権の当事者能力を有しないと通達、4月7日「失業対策事業運営の強化刷新について」において、不良適格者の排除、作業監督の強化徹底のほか、求職闘争に伴うアブレ手当、交通費、交渉時間中の食費支弁などは国庫補助の経費に含まず支出しないとした<sup>(60)</sup>。

しかし、4月11日に青梅職安でも初の攻勢が発生、12日には渋谷で民同派の東京土建産業労働組合（全日協）が攻勢を展開した。これらの事態を受けて4月19、21、24日の国会衆議院労働委員会でも労働局長や渋谷、足立などの職安長や労組関係者を集めた実情の聴取が行われた。ここでは行政から求職闘争の事実確認と暴力への批判が出され、労組からは失対事業の規模や低賃金、子連

(53) 「第三回中央委員会開催」『じかたび』22号、1950年1月17日付2面。

(54) 「暴力団が平あやまり」『アカハタ』1950年2月19日付2面。職安とむすぶ都北建設労組が労働者からピンハネしていたとある。

(55) 前掲『中野区史』726-727頁。

(56) 「“職よこせ” 闘争の底を流れるもの」(『労働評論』5巻7号、1950年7月) 11-12頁。

(57) 北河賢三『戦後の出発』（青木書店、2000年）156、169頁。

(58) 前掲『中野区史』718-724頁。

(59) 東京都労働局編刊『雇用と失業 昭和二十五年』（1951年）59-61頁。

(60) 同上140-141頁。

れ女性や組合員の排除が批判された<sup>(61)</sup>。

一方、興味深いことに他団体による東京土建への批判と反論も展開された。例えば、東京土建産業労働組合<sup>(62)</sup> 常任執行委員沖田正人は「安定所だけをいじめるのではなく」、「国会にへたり込む、または労働省にへたりこむというのなら、輿論を喚起する場合においても非常に効果が強い」が、「われわれと一緒に行かない」点を批判、求職相談に際しても個々の事情を聴いて対応を判断するが、東京土建は全員を職安などに連れて行くと批判した<sup>(63)</sup>。また、城北千住労働組合副執行委員長菅野四郎は、失対労働者の現場直行をめぐる東京土建の協定破りがあり「非常に不満を感じた」こと、日曜就労の要求中、実態と異なる虚偽のビラまきと扇動でアブレが多発した問題を指摘した<sup>(64)</sup>。

これに対して東京土建の伊藤清は、未亡人や生活保護者は失対労働に従事できないと批判<sup>(65)</sup>、新宿では自殺者、亀戸では職員に強姦されかけた事件があったとし、「一番苦しい状態、あるいは食えない人たちの問題を基礎にして進めなくちやならぬ」とした。そして現場直行については、「ボスの存在に対する一つの方法」だったとし、「あくまでも労働者の利益のために、そういう方法がとられる」とした。そして伊藤は「窮状に対して、生活保護法もかけられない、あるいは緊急失業対策事業でも、予算の関係上使えないということになれば、それ以外の方法で合法的に労働者が生きて行ける方法があるならば、それをはつきりと早急に国家の責任において明示すべきだ」とした<sup>(66)</sup>。

ここで職安の問題が指摘された点は重要であった。労働委員会では日本共産党代議士柄澤登志子<sup>(67)</sup>が、就労者選別、一部職員の差別的態度、性的・金銭的搾取、就労手帳の不正発行、沖縄行きの求人などの職安側の問題点も指摘した<sup>(68)</sup>。これらの一部ないし類例は報道や職安行政で確認されることとなった<sup>(68)</sup>。失対事業の制度的問題だけでなく、職安の恣意的な運用を含む構造的な問題として指摘されたのである。

### (3) 攻勢への弾圧

その後求職闘争は当局の弾圧と暴力が顕著となった。5月11日の池袋職安では、前日からの求

---

(61) 「第7回国会衆議院労働委員会第14号 昭和25年4月21日」12頁（国立国会図書館「国会会議録」<https://kokkai.ndl.go.jp/#/>。閲覧日時2025年3月14日）。以下同じ。

(62) 同団体は産別民主化同盟（産別民同）組織の一つ（労務行政研究所編刊『現代労働運動の生態』1949年、89頁）。

(63) 「第7回国会衆議院労働委員会第15号 昭和25年4月24日」7頁。

(64) 同上7-8頁。

(65) 同上12頁。

(66) 前掲「第7回国会衆議院労働委員会第14号」4頁。労働ボスについては、全日自労建設一般労働組合『おふくろたちの労働運動』（旬報社、1987年）27頁などにも証言がある。

(67) 前掲「第7回国会衆議院労働委員会第15号」19頁。

(68) 亀戸職安問題（「元主任も検挙亀戸職安不正事件」『東京朝日新聞』1950年9月8日付夕刊3面）、飯田橋職安問題（「ひろがる飯田橋職安の不正」全日土建・東京土建『じかたび』33号1950年7月11日付2面）など。労働省は飯田橋職安事件と立川職安、翌年の金沢職安の3つを記載した（前掲『失業対策年鑑 昭和二十七年』159-161頁）。

職闘争に参加していた東京土建職安池袋分会長加藤三次郎ら 10 人が無届集団行進・集団示威運動によって都条例違反で検挙，分散留置された。その際に池袋進駐軍労組と称する 20～30 人の暴力団が労働者を襲撃して負傷者が出た他，全自由労働者の 3 割，8,000 人に対する就労手帳取り上げが強行されるとの報道も出た<sup>(69)</sup>。『ちかたび』は「職安，暴力団・警察がゲルになつてのダン圧」と批判<sup>(70)</sup>，背景には赤羽を巢窟とする元活弁士あがり博打うち，映画館経営，色町を支配する鈴木仙八が子分を動員したことがあり，王子職安では前科三犯の大島某が組合員を殴ったり酒を飲ませて骨抜きにし「活躍」したと報じた<sup>(71)</sup>。一方，「民同系労務者数名もかけつけ“馬鹿なことをするな”ととめたことから乱闘騒ぎになった」という混乱もあった<sup>(72)</sup>。事態は，東京土建代表自由法曹団上村進（共産党）代議士らが警察署長に対して即時釈放を要求，芝浦屋外一般労組らと合流，「午後八時ごろ赤旗をふりながら再び同署に押しかけた」が，約 70 人の警官が解散を命じて都条例違反で 1 名検挙して散会，決着した<sup>(73)</sup>。しかし，当局の強硬姿勢と職安側と目された暴力団の関与への反発を背景に，5 月 22 日の芝公園職場決起大会，25 日東京土建主催の全東京日雇労働者決起大会，五反田職安自由労組の首切反対決起大会など<sup>(74)</sup>各地で闘争が展開された。

東京土建の『ちかたび』では，参加した未亡人の談話を掲載，三日間の断食，職員の「後妻にでもいけ」とする心無い発言を受け一家心中を企てたことが紹介されつつ<sup>(75)</sup>，攻勢の結果託児所が作られたといった成果も報じられ<sup>(76)</sup>，「生きること」に関わる状況が強調された。

これに対して治安維持に腐心した当局は，全日土建と東京土建が参加した集会で私服警官がメモを取っていたため労働者が進駐軍将兵にも暴行を加えた 5・30 人民大会事件後，6 月 3 日各種組合の「産業危機突破人員大会」に対して政府方針により東京都条例第 3 条を根拠に，治安確保のためのデモ，集会を 6 月 5 日まで全面禁止し，全ての行列示威運動の当分禁止（6 月 25 日解除）を指示した。これにより原則「求職闘争は従来の如く大衆動員により行うことができなくなり，参加人員は減少し，その性格を変更」したとされた<sup>(77)</sup>。

### 3 朝鮮戦争後の求職闘争

#### (1) 朝鮮戦争勃発と輪番制闘争の勃発

1950 年 5 月新生活保護法が公布施行され，あらゆる品格条項が排除されたことにあわせて<sup>(78)</sup>，失対事業就労者の適格要件は 1950 年 6 月 7 日に一部緩和され，「主たる家計の担当であること」，「失

(69) 「十名を検挙」『読売新聞』1950 年 5 月 12 日付朝刊 2 面。

(70) 「闘い，勝利へ」全日土建・東京土建『ちかたび』26 号，1950 年 5 月中旬，2 面。

(71) 「警察も知らん顔」『ちかたび』27 号，1950 年 5 月下旬，3 面。

(72) 「職よこせ乱闘池袋分室」『読売新聞』1950 年 5 月 12 日付夕刊 2 面。

(73) 「“職よこせ”なお騒ぐ」同上同年同月 13 日付朝刊 3 面，「“アブレは出さぬ”遂に確約さす」『アカハタ』同年同月 15 日付 2 面など。

(74) 「登録の取消ついに撤回」『アカハタ』同年同月 29 日付 1 面など。

(75) 「死ぬか生きるかギリギリの思いで座りこむ手帳くれろのおばさん達」前掲『ちかたび』27 号，4 面。

(76) 「ついにタク見所つくらす」『ちかたび』28 号，1950 年 6 月上旬，3 面。

(77) 前掲『失業対策年鑑 昭和二十六年度版』172 頁。

(78) 前掲『貧困の戦後史』89 頁。

業者であること」とされた。ただし、失対事業以外の就職斡旋に際して「正当な理由」なく拒否した者、失対事業の事業主体が「正当と認められる理由」により雇入を拒否した者、これらの要件を欠くに至った者は紹介しないとされた<sup>(79)</sup>。失対事業の現場を見た職安関係者が、求職闘争の影響で職場放棄があり、就労意欲の低い者や逃亡者が出るなどしたことを問題視しており、失対事業の運用強化が図られたのである<sup>(80)</sup>。

一方、6月25日の朝鮮戦争勃発を受けて、「軍需物資の輸送反対」「帝国主義的武力干渉反対」を叫んでのアジ演説、アジビラあるいは実力行使で職安業務の妨害が企図され、戦争と労働の問題が立ち現れた<sup>(81)</sup>。これに加えて、6月26日に東京都で実施された「輪番制」導入で闘争が再燃した。これは既に2月7日、職業安定局長から各都道府県知事宛「労働紹介の輪番制及び失業対策事業への就労あつ旋に関する件」で登録労働者に予め出頭率を勘案して紹介可能数を想定して紹介すべき日の「当り番」となる登録労働者を決定、前日までに発表し、当日の欠員は翌朝に調節するものとされており<sup>(82)</sup>、東京都では完全就労が不可能なため、同日から実施するとしていたものである<sup>(83)</sup>。この実施に対して同日五反田職安では日雇労務者約1,800人が妨害し職員に暴行、交渉打切後警官が出動し3人が検束され、当局は「東京土建労組員と共産党の煽動」とした<sup>(84)</sup>。6月28日八王子で約1,700人が集合、32人がアブレて約70人が交渉開始、約300人に増え、警官隊が出動すると職安に立てこもり9人が検挙され、29日にも首謀者らが検挙された。三鷹でも7月1日に21人のアブレが出て約700人が分室を包囲、警官80人が出動して13人の検挙者が出た。当局は7月5日までの闘争を28件、参加者2万4,900人、28件中20件を東京土建一般労働組合幹部の煽動と目した<sup>(85)</sup>。実際、左右労組はほぼ共闘せず、発禁処分される直前の『アカハタ』記事には、本田職安で全東京日雇労働者協議会の分裂策動が行われ30人のアブレが出<sup>(86)</sup>、渋谷職安では6月26日民同系の土建産業労組が「「職安は味方だ、労働局に行こう」とビラやポスターで宣伝、分裂をはかつたが大衆の抗議にあい引つこんだ」などとする<sup>(87)</sup>。

こうした事態に対し、7月1日に改正東京都条例集団行進及び集団示威運動に関する都条例（いわゆる公安条例）案が原案通り可決され、3日より即日施行された。これは集団行動など72時間前の書類提出、公安委員会は危険を及ぼす者は不許可にでき、扇動者を懲役罰金刑規定するものであったため、「これで職安闘争は事実上不可能」とされた<sup>(88)</sup>。条例制定後は座り込みや「お通夜戦術」、特定職員の自宅を徹底的に訪問するなど「陰性悪質化」し<sup>(89)</sup>、8月はアブレ減少に伴い攻勢は

(79) 同上 139-140 頁。

(80) 吉田繁雄「労務管理とその変遷」（東京都労働局失業対策部刊『労務管理員の記録』1959年初出。近現代資料刊行会編刊復刻版、2006年所収）16-18 頁。

(81) 同上 176 頁。

(82) 前掲『失業対策事業三十年史』132 頁。

(83) 東京都編刊『都政十年史』（1954年）441 頁。

(84) 前掲『雇用と失業 昭和二十五年』80 頁。

(85) 前掲『失業対策年鑑 昭和二十六年度版』174-175 頁。

(86) 「ぞくぞく完全就労」『アカハタ』1950年6月27日付1面。

(87) 「民同の策謀ける」同上。同紙はこの号で発禁処分となった。

(88) 「職安闘争締出し」『読売新聞』同年7月2日付朝刊2面。

(89) 前掲『雇用と失業 昭和二十五年』82 頁。

減少した。

## （2） 輪番制闘争の再燃と弾圧

しかし、9月1日からの輪番制強化措置により1日約4,000人のアブレが出るようになったため、渋谷、新宿、池袋、大森、王子で大規模な攻勢が発生した。GHQも閲覧した東京都渉外部連絡調整室第二主査起案「日雇労働攻勢の情報について供覧」<sup>(90)</sup>によると、この闘争では①民同系の東日連や全日協の不参加、②アジ演説の激烈化、③頒布ビラが虚構で大衆を憤激に駆り立てる、④戦術が著しく暴力的、⑤従来幹部は背後、前面に新組合員を立てる、⑥日本共産党最高指導部が指導しており、渋谷地区は「土建一般労組の先鋭分子が最も多く」、「渋谷の闘争如何が直ちに全都における労働攻勢を左右する」とした。そして解決策として輪番制を緩和する以外はなく、「生活出来ない者をより完全に吸収することこそ何よりも緊要」であること、「完全就労」を唯一の解決策と方向を提示した。これをもとに東京都では9月8日に駒沢総合グラウンド工事現場で時間給を実施するアブレ減少法を実施して全国に展開された<sup>(91)</sup>。これに対して東京土建は輪番制反対から手帳取上げ反対闘争<sup>(92)</sup>に転換したが、9月20日に『じかたび』発行停止と3人逮捕の弾圧が発生した。

この間、求職闘争に対する労働者の冷淡な態度が行政調査で特筆された。東京都労働局総務課長係編刊『日雇労働者の生態』（1950年）では「共産党を真に支持している者は意外に少い」、「アブレ問題等でさわぎこれが失敗を重ね、最近ではその支持がどんどん減つている」、「五反田では新しい反共の組合も出来て活動開始している」ことなどを指摘した<sup>(93)</sup>。さらに、「若しもめごとで大切な身体を傷つけてしまった時の家庭のことを考えると、一日や二日のアブレは何でもない。おとなしく働いてさえすれば間違いはない」と攻勢と距離を取る労働者の談話も掲載した<sup>(94)</sup>。

もっとも、中央失業対策審議会の指導で実施された六大都市の「日雇労働者の稼働及び収入実態調査」を見ると、東京の対象者は1ヶ月平均22.2日就労で職安経由の失対事業19日、公共事業0.3日以外に民間1.6日、安定所以外雇用0.8日、その他0.3日で重複労働しており<sup>(95)</sup>、東京では生活扶助金を「受けなくて失業対策事業に就労」する<sup>(96)</sup>傾向が依然として強かった。そのため、東京土建と日本共産党への弾圧の間隙を縫う形で民同系の組織化が進められていった。民同派を指導した日本社会党機関誌『社会新聞』は2月以降の暴動を総括し、「都内労務者の不安はそのまま共産党の温床」であり輪番制闘争を扇動したと批判<sup>(97)</sup>、党婦人部では日雇の「特に子供連れの婦人の窮状打開に乗り出す」こと、移動託児所を設け、簡易託児所の設置を厚生省と労働省に要望して国会で

(90) 「労働局長レポート 日雇労働攻勢の情報について供覧 渉連収第974-1号（綴込番号No.11）」（1950年9月11日。502-08.C4-01.03、東京都公文書館所蔵）。

(91) 前掲『雇用と失業 昭和二十五年』124頁。

(92) 皆川良雄「日雇労働統制の回顧」（東京都労働局失業対策部刊『労務管理員の記録』1953年初出。近現代資料刊行会編刊『昭和期の都市労働者19』2006年所収）5-6頁。

(93) 東京都労働局総務課長係編刊『日雇労働者の生態』（1950年）4-5頁。

(94) 同上28頁。国立世論調査所編刊『失業問題に関する世論調査』（1950年）には、「“職よこせ闘争”に対しては、不純な動機を感じているものが多い」との調査結果もある（38頁）。

(95) 東京都労働局編刊『日雇労働者の稼働及び収入実態調査報告書』（1950年10月）21頁。

(96) 同上25頁。

(97) 「アブレ、さわぐ日傭」『社会新聞』1950年9月15日付2面。

取り上げるとし<sup>(98)</sup>、「民主的な」東京地方日雇労働組合連合会が芝浦地区共同闘争委員会で免税闘争を行い、9月20日港区役所へ失対事業就労者の①独身者の所得税免除、均等割は半額の400円、②扶養家族を有する者及び婦人労働者には所得割などを訴えるなど<sup>(99)</sup>、東京土建との違いを明らかにした。

### (3) 越年闘争と当局の対策

10月になると左右労組は、越年闘争を見越して各々求職闘争を展開した。10月3日、東京土建職安分会代表は日本共産党幹部椎名悦郎、地区委員会と闘争方針を決定、13日に民同系労組に共闘を呼びかけ、各職安分会から越年攻勢を展開するとともに、「全東京アブレ反対共同闘争委員会」（以下アブレ反対共闘）名でアジビラを配布した。16日に東京都知事へ19項目を要求（手帳を取り上げるな、教育扶助の全額負担、地方税全免、アブレなくせ完全就労、越年資金1ヶ月分など）したが、同月28日大森職安で「計画的な暴力事件」が発生すると、都労働局は「陳謝上の提出を要求、これに応じない場合、アブレ反対共闘の19項目の要求についての交渉は行わない方針」を示した<sup>(100)</sup>。一方、民同系は同月18日東日連、全日協が合同会議を開催し、自由労組23組合で全都民主日雇労働組合共同闘争委員会（以下全日闘）を結成、完全就労、有給休暇、越年資金支給など8項目を要求した<sup>(101)</sup>。

この結果、11月にはアブレ反対共闘、全日闘両者がデモと陳情を繰り返し、12月に左右両組合共に各官庁、事業実施主体、地方自治体なども攻勢目標として波状攻勢をかけ、職場離脱を伴う反対闘争で赤坂支所事件、向島支所事件が発生し負傷者が出た<sup>(102)</sup>。12日の新宿職安では左右労組が紹介時間の繰り下げに対して「繰り下げ闘争」を展開、全日闘は職安の説明に了承して共闘を解いたが、15日にアブレ反対共闘の約6,000人が労働省に押しかけ17名が検束された。全日闘は19日以降労働省正門前で居座りなどを展開した<sup>(103)</sup>。

警視庁は日雇警備対策連絡協議会を開催して対抗策を検討したが<sup>(104)</sup>、12月15日朝10時頃東京土建一般労働者有志十数人が丸ノ内の東京都労働局に押しかけ、越年資金ほか数項目を要求、新宿職安検挙6人の労務手帳返還や赤坂支所などでの検挙者の即時釈放を要求、約1,000人が都庁へ侵入を試み警官隊37人、労働者十数人が重軽傷を負い、18人が検挙された。越年闘争は「職安デモの総決算闘争としての様相を深め」、警視庁警備課では主要職安をもつ管下の各所に「職安でも警戒を厳重にするよう」通牒<sup>(105)</sup>した。

こうした事態に対して労働省は、年末の就労日数増加に努力、連絡協議会を設け対策協議を実

(98) 「子供連れ日雇に託児所を婦人部で対策」同上同年同月20日付2面。

(99) 「貧困な失業対策 窮迫に喰い込む共産党」同上同年10月10日付2面。

(100) 前掲『雇用と失業 昭和二十五年』146頁。

(101) 前掲『失業対策年鑑 昭和二十六年度版』188-189頁。前掲『雇用と失業 昭和二十五年』145頁では10月28日。

(102) 前掲『東京都労働局誌』235-236頁。

(103) 前掲『雇用と失業 昭和二十五年』147頁。

(104) 「日雇攻勢に“断”」『読売新聞』1950年12月15日付夕刊3面。

(105) 「職安デモ丸ノ内で衝突 千名投石騒ぎ」同上同年同月16日付朝刊2面。

施、治安上、地方財源から現金または物資を支給したほか、東京都は12月中4回の日曜就労を認可、12月31日～1月3日の就労を認め賃金を前払い（事実上の有給休暇であり越年資金となった）<sup>(106)</sup>した。14市・区役所・町役場では独自に貸付金、餅代、酒代、一時金を支給、渋谷と世田谷では生活困窮者に対して1人最低300円、最高1,000円を支給した<sup>(107)</sup>。一方で東京都は「東京都失業対策事業および簡易失業対策事業運営規程」（1950年10月12日訓令甲第119号）通達10条による「円満に運営し」「作業規律を確保」するための実質的な根拠を労働局で作成、12月27日都下失業対策事業就労者の組合代表（東京土建は不参加）を招致、意見聴取した<sup>(108)</sup>。こうして政府と自治体は、左右両労組による治安上の危機に対して警察力による弾圧を行うとともに、生活困窮者の臨時対応を行い、失対労働者の規律化を労組と調整の上実施し、事業の実質化を図っていったのである。

## おわりに

以上見てきたように、敗戦後の膨大な失業者の発生と貧困、生活不安を背景に、公共事業と失対事業が職安を窓口として展開されたが、東京では1948年後半から紹介率の低下を背景に求職闘争が各地の職安において始まり、1949年の芝浦での攻勢を機に本格化、東京土建をはじめ他団体による団体交渉と示威運動が展開され、完全就労を要求するなどしていった。政府による団体交渉権の否定、就労要件の厳格化などを背景に、東京土建と深い関係にある日本共産党の躍進を背景とし、戦争未亡人が前面に出た求職闘争が渋谷を契機に激化すると攻勢は組織的に拡大、政府は国会参考人招致を行い、闘争の実態と課題、失対労働者の生活難と左右労組の相違、失対事業の構造的な問題が確認された。その後、攻勢時の暴力の応酬に対して示威運動は一時的に禁止され、闘争は一旦下火に至った。1950年に朝鮮戦争への抗議と輪番制反対から闘争は再燃、公安条例による鎮静化が図られたが、輪番制強化への反対攻勢が展開された。日本共産党と東京土建が弾圧される一方で民同系労組の組織化が図られ、左右労組が共闘した越年闘争が発生すると、政府や自治体はアブレ減少や一時金の支給や待遇改善などを実施するとともに、東京土建を除く労組と調整も行って労働者の規律化と事業の実質化を図っていった。

このように、戦後初期失対事業に対する東京の求職闘争は、東京土建を中心に左右両組の対立と時々の連携を特徴とし、失対事業と職安の構造的な問題をあぶり出しながら完全就労、賃金引き上げ、越年対策などを求めて展開された。一方、政府と自治体は法と警察による弾圧とともに、自治体独自の事業実施と困窮者の吸収を目指し、事業の効率化を労組とも調整して図ったのである。

その後、失対事業は1951年10月の職階制賃金導入など選別と切り崩しを展開<sup>(109)</sup>、労働者は民間労働市場か失対事業への滞留かに分かれていく。一方の労組は全日土建の分離、東京土建の解体

(106) 前掲『失業対策年鑑 昭和二十六年度版』191頁。

(107) 前掲『雇用と失業 昭和二十五年』149-150頁。

(108) 「東京都失業対策事業及び簡易失業対策事業就労者就業規則について「伺」」（217.B5.23-1、東京都公文書館所蔵）。翌年2月17日に東京都規則第17号として施行された。

(109) 前掲『中野区史』738-755頁。

などにより 1955 年には全日本自由労働組合（全日自労）と全国民主日雇労働組合連合会（全民労）が二大勢力となるが<sup>(110)</sup>，政府は職安法・緊失法改正（1963 年）を強行して事業の縮小を図っている。同時期にかけての検討は今後の課題としたい。

（まちだ・ゆういち 日本大学生産工学部准教授）

付記：本研究は，JSPS 科研費 20K00945・基盤研究（C）「占領期の職業安定行政の確立に関する研究」（研究代表：町田祐一）および同上 23K00826・基盤研究（C）「高度経済成長期の職業安定行政に関する研究」（研究代表：同上）の助成を受けたものの一部である。

---

(110) 前掲『失業対策事業三十年史』581-582 頁。